

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年2月26日(2015.2.26)

【公表番号】特表2014-505065(P2014-505065A)

【公表日】平成26年2月27日(2014.2.27)

【年通号数】公開・登録公報2014-011

【出願番号】特願2013-550895(P2013-550895)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/74	(2015.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/12	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	37/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/48	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 2 3 L	1/30	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/74	A
A 6 1 P	1/00	
A 6 1 P	1/12	
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	29/00	1 0 1
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	37/06	
A 6 1 K	9/48	
A 6 1 K	9/20	
A 6 1 K	9/14	
A 6 1 K	47/36	
A 2 3 L	1/30	Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月6日(2015.1.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

受託番号 D S M 2 4 5 1 4 のもとで寄託されているビフィドバクテリウム・ビフィドウム M I M B b 7 5 の菌株を含むものであり、過敏性腸症候群の治療に使用するためのものであることを特徴とするプロバイオティクス製剤。

【請求項2】

受託番号 D S M 2 4 5 1 4 のもとで寄託されているビフィドバクテリウム・ビフィドウム M I M B b 7 5 の菌株を含むものであり、腹痛、鼓脹、便秘、消化不全、緊急の、減少した便通の回数、増加した便通の回数、排便が不完全である感覚、又はそれらの組み合わせの治療に使用するためのものであることを特徴とするプロバイオティクス製剤。

【請求項 3】

受託番号 D S M 2 4 5 1 4 のもとで寄託されているビフィドバクテリウム・ビフィドウム M I M B b 7 5 の菌株を含むものであり、過敏性便通、炎症性腸疾患、クローン病、潰瘍性大腸炎、回腸囊炎、感染性大腸炎、下痢疾患クロストリジウム・ディフィシル関連下痢、及びそれらの組み合わせからなるグループから選択される疾患の治療に使用するためのものであることを特徴とするプロバイオティクス製剤。

【請求項 4】

少なくともイヌリン及び／又はフルクトオリゴ糖を含んでもよいものであることを特徴とする請求項 1 乃至 請求項 3 のいずれか 1 項に記載の使用のためのプロバイオティクス製剤。

【請求項 5】

少なくとも 1 つの薬理学上許容可能な化合物、少なくとも 1 つの経口摂取可能なキャリア、少なくとも 1 つのアジュバント、少なくとも 1 つの細菌成分、少なくとも 1 つの原体、又は少なくとも 1 つの生体化合物を含むものであることを特徴とする請求項 1 乃至 請求項 4 のいずれか 1 項に記載の使用のためのプロバイオティクス製剤。

【請求項 6】

前記少なくとも 1 つの薬理学上許容可能な化合物が、ビタミン、ビタミン B 類、ミネラル、カルシウム、マグネシウム、微量元素、糖質、ラクトース、マルトデキストリン、イヌリン、デキストロース、マンニトール、マルトース、デキストリン、ソルビトール、フルクトースからなるグループから選択されるものであり、

及び／又は前記生体化合物が、蛋白質、ペプチド、特にグルタミン／グルタミン酸が豊富である蛋白質、特にグルタミン／グルタミン酸が豊富であるペプチド、脂質から選択されるものであることを特徴とする請求項 5 に記載の使用のためのプロバイオティクス製剤。

【請求項 7】

前記経口摂取可能なキャリアがカプセル、錠剤、粉末又は食品であることを特徴とする請求項 5 又は請求項 6 に記載の使用のためのプロバイオティクス製剤。

【請求項 8】

前記食品が乳製品、酸性乳、ヨーグルト、冷凍ヨーグルト、粉乳、濃縮乳、チーズスプレッド、ドレッシング又は飲料であることを特徴とする請求項 7 に記載の使用のためのプロバイオティクス製剤。

【請求項 9】

前記菌株が 1 カプセル又は 1 錠剤又は粉末の 1 単位又は 1 食品あたりに 10^1 c f u より多く存在することを特徴とする請求項 7 又は請求項 8 に記載の使用のためのプロバイオティクス製剤。

【請求項 10】

前記菌株が 1 カプセル又は 1 錠剤又は粉末の 1 単位又は 1 食品あたり 10^2 、 10^3 、 10^4 、 10^5 又は 10^6 c f u 以上存在することを特徴とする請求項 7 又は請求項 8 に記載の使用のためのプロバイオティクス製剤。

【請求項 11】

患者 1 人に 1 日に投与する前記菌株の量が 1 カプセル又は 1 錠剤又は粉末の 1 単位又は 1 食品あたり 10^1 c f u 以上であることを特徴とする請求項 7 乃至 請求項 10 のいずれか 1 項に記載の使用のためのプロバイオティクス製剤。

【請求項 12】

患者 1 人に 1 日に投与する前記菌株の量が 1 カプセル又は 1 錠剤又は粉末の 1 単位又は 1 食品あたり 10^2 、 10^3 、 10^4 、 10^5 又は 10^6 c f u 以上であることを特徴と

する請求項 7 乃至請求項 1 1 のいずれか 1 項に記載の使用のためのプロバイオティクス製剤。